

農地の売買・転用は許可が必要です

「自分の農地だから、許可や届け出などなくても、自由に売ったり、貸したり転用してもよいのではないか」と思っておられる方はいませんか？

耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護するとともに、優良農地を守り、農地の効率的な利用を図るために、「農地法」という法律があります。

農地を売ったり、貸したり、転用するときには、「農地法」に基づく許可が必要です。

❖ 耕作目的での売買、贈与

または貸し借りする場合・・・3条申請

農地を耕作目的で売買や贈与または貸し借りをするときには、農業委員会の許可が必要です。許可を受けずに行った売買等は、法的に無効であり、所有権移転の登記ができません。なお、資産保有や投資目的の売買、また農地を取得する適格者（自ら耕作する面積が申請地を含めて50アール以上）でない場合には許可されません。

工場用地、倉庫用地、資材置場、駐車場、山林など農地以外の用途に変更することで、農業委員会を経て都道府県知事の許可が必要です。

❖ 一時転用・・・4条、5条申請と同様の扱い

一時的に資材置場や駐車場、工事仮設事務用地、工事用残土置場用地などにする場合も農地転用となり、農業委員会を経て都道府県知事の許可が必要です。

❖ 自分名義の農地を転用する場合・・・4条申請

❖ 他人名義の農地を買って、または借りて転用する場合・・・5条申請

農地の転用とは、農地を住宅用地、車庫用地、

このようなルールを守らず、農地の無断転用等を行った場合は、農地法の規定による罰則が適用されます。また、現行法では個人による墓地への転用は認められていません。

問い合わせ 国東市農業委員会 ☎0978-72-5167

平成21年 秋季農作業標準賃金について

国東市農業委員会において、秋季農作業標準賃金が下記のとおり設定されました。

① 農繁期賃金(実労8時間賄いなし)

性別	平成21年秋季
男女共通	5,500円

② 草刈り(1時間当り)

作業別	平成21年秋季
草刈り(機械・燃料込)	1,100円

③ 耕耘料等(10a当り)

作業別	平成21年秋季
畑地耕耘	6,000円
コンバイン(稲)	15,000円
〃 (大豆)	10,000円
バインダー(紐別)	7,500円
ハーベスター	7,500円
稲田(秋田)耕耘	7,000円
麦機械播種(稲田起こしを含む)	12,000円
〃 (播種のみ)	5,000円

◎乾燥等利用料金(出来高重量 30kg当り)(早期・普通)

	水分量(%) (持ち込み時水分量)	平成21年秋季	
		平日	休日
粳すりのみ	15.0 以下	350円	350円
乾燥粳すり 選別調整	15.1～20.0	600円	650円
	20.1～23.0	650円	700円
	23.1～26.0	700円	750円
	26.1 以上	750円	800円

問い合わせ 国東市農業委員会
☎0978-72-5167